

## 対談『相続法改正と不動産取引 - 配偶者の居住に関する権利を中心に -』

【令和2年2月12日】

弁護士・不動産鑑定士・法学博士 澤野 順彦 氏

(一財)不動産適正取引推進機構 研究理事・調査研究部長 藤川 真行

### はじめに

【藤川】 相続法の見直しについては、最高裁判決を受け、嫡出子でない子の相続分を嫡出子と同じにする民法改正が平成25年に行われた際、相続法制の見直しの必要性が指摘されたこと等を踏まえ、法務省で検討が開始され、法制審議会での紆余曲折の審議を経て、平成30年7月に民法等の改正が成立しました。

不動産の取引実務にも影響を及ぼすものとしては、特に、配偶者短期居住権・配偶者居住権の創設がありますが、これについては、本年(令和2年)4月から施行されることになっています。

そこで、本日は、借地借家法はじめ不動産法に大変造詣が深く、また、国における配偶者居住権の補償基準づくりにも参画された澤野先生に、配偶者短期居住権・配偶者居住権の趣旨、不動産の取引実務への影響等を中心に、お話をうかがってまいりたいと存じます。宜しくお願ひ致します。

### 配偶者の居住に関する権利の充実について

【藤川】 はじめに、今回の改正で、配偶者短期居住権・配偶者居住権の創設ということで、配偶者の居住に関する権利が充実されるわけですが、このことについて、いかがお考えですか。

【澤野】 配偶者の居住に関する権利について

の個人的な感想ですけれども、配偶者の片方が亡くなるというのは、多くは、高齢化してお年寄りになった後のことですよね。恐らく、居住している住宅は、その夫婦が一生懸命稼いで築き上げたものですし、片一方が亡くならなければ、終身ずっと使えるわけですから、本当は、一方が亡くなった場合でも、他方は終身、生活できることにするのは、当然のことではないかと思います。

ただ、夫婦別産制度や法定相続制度から、なかなかそれもできないので、他の相続人のことも考慮して、これらの者と配偶者の両方のバランスを取ったのが今回の法改正ではないか、と思っています。

実務的には、これまでも、遺言で、残された配偶者が亡くなったときに初めて、他の相続人がその建物を相続する旨を定めることも少なくありませんでした。ただ、実務上、いろいろ問題もありましたので、今回、新たな制度で対応が行われた、ということもできますね。

【藤川】 配偶者の居住に関する権利の充実については、そもそも必要性があったのですが、他方、他の相続人とのバランス論があって、いろいろ紆余曲折を経て、今回の法改正に落ち着いたということですね。

【澤野】 今回の改正以前にも、配偶者の居住に関する権利の充実については、紆余曲折があったのです。例えば、借地借用法改正の際に、終身借家権というものを創設しよう、との議論がありました。現在では、高齢者居住

法の方で対応が図られるようになっていますが、一般法の借地借家法で制度を作ろうということでした。しかし、結論的には、人が亡くなるのを待って消滅する借家権というのは、あまり適切でないだろう、ということで頓挫しました。

【藤川】 これまで、いろいろ議論があったものが、機が熟して、制度化されたとも言えるのですね。

【澤野】 そうです。高齢化社会がさらに急速に進展するということで、待ったをかけていられないわけです。

### 配偶者短期居住権について

【藤川】 まず、配偶者短期居住権（図表1参照）についてですが、これは、亡くなった者の配偶者が、亡くなった者の死亡時点で、亡くなつた者が所有していた建物に無償で居住していた場合には、概ね、遺産分割により居住建物の帰属が確定した日、または相続開始の時から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日まで、その建物に無償で居住できるという権利です。

配偶者の居住権については、従前は、最高裁の平成8年12月17日判決があり、原則として、相続人たる配偶者と亡くなつた者の間ににおいて、少なくとも遺産分割の終了時までは、無償で居住できる使用貸借契約が成立していたと推認して、当該配偶者の居住権を一定程度保護していたわけですが、今回の法改正では、亡くなつた者が反対の意思を表示していた場合等を含め、配偶者の居住権が明確に法定されました。

このような配偶者短期居住権について、いかがお考えですか。

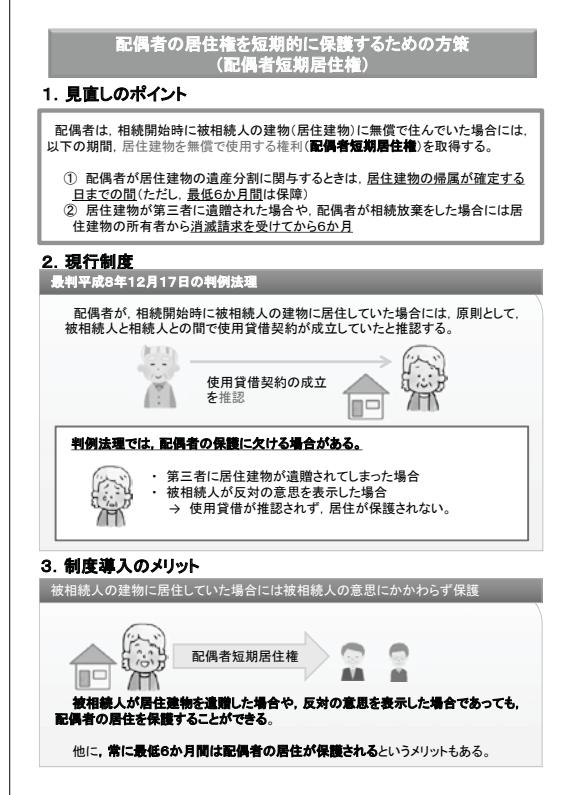
【澤野】 平成8年の最高裁の判例は、相続財産である建物に被相続人と同居していた相続



澤野 弁護士

人に対して、同建物について相続分を有する他の相続人から、共有物分割請求及び建物の使用料相当額の不当利得返還請求がなされた事案において、遺産分割が終了するまでは、被相続人の地位を承継した他の相続人らとの間に、使用貸借契約関係が存続すると推認すべきである旨判示したもので、被相続人が、反対の意思を表示していた場合は使えないわ

図表1



(出典：法務省資料)



藤川 研究理事

けです。

今回、創設された配偶者短期居住権は、原則として、遺産分割により居住建物の帰属が確定した日、又は相続開始の時から6ヵ月を経過する日のいずれか遅い日までは、居住配偶者を保護しようというもので、判例の趣旨を制度化したものです。

【藤川】 配偶者短期居住権に関する個別論点について、確認させていただきたいと存じます。まず、一つ目として、配偶者短期居住権の要件である、居住建物が「被相続人の財産に属した建物」であることについてですが、亡くなった者と配偶者が共有していた場合も含まれるのですか。

【澤野】 配偶者短期居住権については、被相続人が居住建物を、第三者または配偶者と共に共有していた場合でも、成立します。ちなみに、後で出てきます配偶者居住権については、持分取得者に対してのみ主張できる債権とされていることから、被相続人と配偶者で共有していた場合以外は成立しません。

【藤川】 まさに、被相続人と配偶者が一緒に暮らしていた実態を踏まえ、あまりにも気の毒なことにならないように、最低限の救済制度を設けましょうということですか。

【澤野】 そうですね。とにかく亡くなつてすぐ配偶者に家を出していくつもらうのは、いくら他人がその建物の権利を取得したとして

も、それはちょっとひどすぎるということですね。ですから、どちらかというと、所有権の理論云々というよりも、法政策論として創設された制度ということではないでしょうか。

【藤川】 二つ目として、配偶者短期居住権の要件である、配偶者が相続開始時に「居住していた」ことについてですが、このあたり、例えば、お年寄りは体の具合が悪いので、ちょっと入院して治療していた、といったケースも結構あると思いますが、どこまで「居住していた」と言えるのでしょうか。

【澤野】 それは、理屈で言えば、「生活の本拠として現に居住の用に供していたか」ということになりますが、具体的には、個々の事案ごとに具体的な認定をするほかありません。

一般論で言えば、例えば、入院していても病気が治ったら、もう一度その建物に戻ってくるのであれば、概ね、生活の本拠と言えるのではないかでしょうか。生活の本拠については、別に一箇所でなくて複数箇所あってもよいとされています。

【藤川】 三つ目として、配偶者短期居住権の法的性格といいますか、配偶者と居住建物取得者との権利義務関係についてですが、配偶者と居住建物取得者との間の法律関係は、使用貸借契約の借主と貸主との間の法律関係とほぼ同様である、と言われることもありますが、このあたりはいかがでしょうか。

【澤野】 配偶者と居住建物取得者の間の権利義務関係について、基本的な部分だけ申し上げますと、短期配偶者居住権とは、とにかく、遺産分割協議の成立とか、相続開始後6ヵ月とかの期間内において、配偶者が無償でその居住建物を従来どおり使用を続けることができるというものです。無償で使えるということですから、使用貸借契約類似の権利義務関

係ということになり、建物の使用に必要な諸経費は基本的には配偶者が負担するということになります。

実務的には、相続開始後6ヶ月というと、すぐきてしまいますが、遺産分割の場合は、協議が成立するまで長引くときもありますから。そういう意味で、権利義務関係を云々する意味はあるかも知れません。基本的には、配偶者は無償で使用を続けることができる、ただし、使用借人としての義務はある程度受認しなければいけない、ということです。具体的には、使用貸借及び配偶者居住権の規定の一部が準用されます。

【藤川】そういうことなので、配偶者居住権にある対抗要件制度も設けられていない。

【澤野】実務的には、対抗要件として、登記したりしていると6ヶ月くらいはすぐ経ってしまうわけですので。対抗要件ということよりも、法定の債権として法律で決められたのだから、6ヶ月程度は、建物の取得者といえども、これを甘受すべき、ということではないでしょうか。

【藤川】ただ、仮に、居住建物取得者が第三者に売ってしまった場合には、基本的に、配偶者はその者には対抗できないので、明け渡して、元の居住建物取得者に損害賠償請求するしかないということになりますか。

【澤野】居住用建物取得者は、第三者に対する居住用建物の譲渡等によって配偶者の居住建物の使用を妨げた場合には、債務不履行責任が生ずるということになれば、そのとおりですが、実務的に考えると、第三者として想定される人は、もともと居住建物の共同相続人であった人と何らかのつながりがあるような人ではないでしょうか。それなら、配偶者短期居住権の成立について十分知っていることも考えられ、その者からの明渡し請求は信義に反するとして、配偶者は権利の濫用等の



対談風景

主張をすることができると考えられます。

【藤川】実務的に、事情をぜんぜん知らない第三者に渡って、配偶者が明渡し請求を受けるというのは、あまりないということですか。

【澤野】仮にあったとしても、実務的には、明渡し請求で裁判をやっていたら、6ヶ月などすぐ過ぎますからね。仮に、仮の地位を定める仮処分で明渡しの申立てをしても、恐らく、裁判所は認めないのでしょうか。

### 配偶者居住権について

【藤川】それでは、配偶者居住権の方に移らせていただきます。

配偶者居住権(次頁の図表2参照)の方は、配偶者短期居住権のように従来から類似の判例法理があったということではなくて、今回の法改正で、新しく創設されたものです。具体的には、亡くなった者の配偶者が、亡くなつた者の死亡時点で、亡くなつた者が所有していた建物に居住していた場合に、終身または一定期間、その建物に無償で居住できる権利であり、遺産分割や遺言等によって、配偶者に与えられるものです。

このような配偶者居住権について、いかがお考えですか。

【澤野】立法担当者の説明は、配偶者が居住建物に住み続けようとして相続する場合に

は、取得額が多くなり過ぎて、その他の相続財産が受け取れなくなってしまうが、金額的に安くつく配偶者居住権が設定できれば、その分、他の相続財産から金銭的な相続ができる、老後が暮らしやすくなる、といったものですね。

確かに、そういう場合もあると思いますが、個人的には、そもそも論として、配偶者は、概ね長年、被相続人と夫婦関係にあるのですから、配偶者は当然に居住を続けられるようすべきという考え方もあると思います。その点では、今回の改正は、少し中途半端なような気もしますが、たとえ妥協の産物であったとしても制度が出来上った以上、今後、適切に運用されていけば意味があると思います。

【藤川】 どれぐらい使われていくと思われますか。

【澤野】 普通の家庭では、どうしても配偶者が居住する建物を売ってまでお金に換えようとする相続人がいない限り、土地・建物を相続人の共有にして、母親が亡くなるまで、大抵、先に亡くなるのは父親ですから、母親が亡くなるまでは、子供みんなで温かく見守っているというのが普通ですよね。

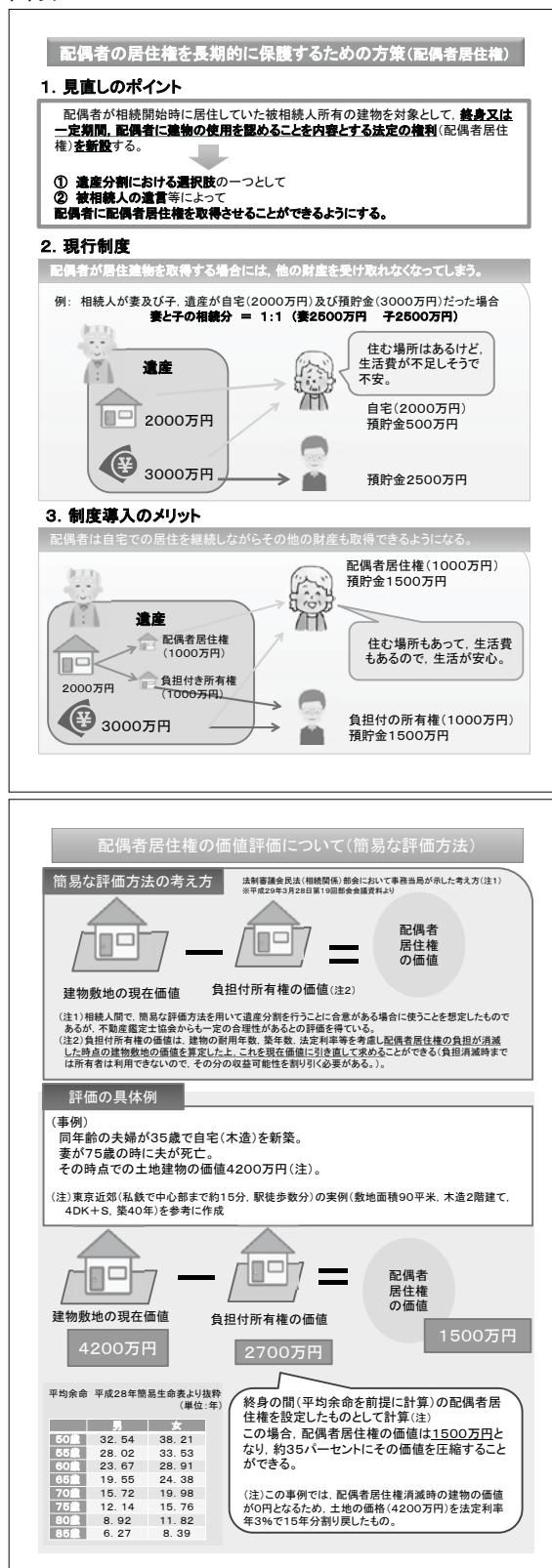
ただ、遺産分割の紛争というのは、かなり熾烈を極めるものも少なくありませんから、このような制度があって、当事者が合意すれば遺産分割協議でも対応できる、家庭裁判所の審判でも一定程度対応できるとしておくことは、意味がありますね。

【藤川】 審判でも一定程度は使えるということですか。

【澤野】 できますが、ただ、反対者がいたときにどうするかということについては、審判の中で要件が決まっていますから、そのあたりは、今後の運用でどうなるかですね。

【藤川】 いろいろ比較衡量して、やむを得ない場合は、審判でも使えるということですね。

図表2



(出典: 法務省資料)

【澤野】 そうです。要するに、配偶者居住権を設定しても、他の相続人の不利益の程度を考慮しても、なお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認められる事情があれば、配偶者居住権を設定してもいいということです。それは、そうだと思いますが、そうすると、他の相続人の相続分が侵害が著しいというような場合には認められないことがあります。そのあたりは制約があるということです。

【藤川】 ただ、家庭裁判所の選択肢が増えたということは言えますか。

【澤野】 実務的には、まず、遺産分割協議の家庭裁判所の調停段階でいろいろ努力して話し合いを進めますので、配偶者居住権を設定するはどうですかとか、設定しないとしたら老後の生活が困らないような遺産配分をするはどうですか、とか、いろいろやり取りができますね。

【藤川】 配偶者居住権に関する個別論点について、確認させていただきたいと存じます。まず、一つ目として、これは、配偶者居住権の要件である、居住建物が「被相続人の財産に属した建物」であることに関してですが、亡くなった者と配偶者が共有していた場合も含まれるのですか。

【澤野】 配偶者との共有は認められます。ただ、配偶者短期居住権と違って、第三者との共有は認められません。ですから、息子と共有だった場合には、配偶者居住権は設定できない、ということです。

【藤川】 そのような場合には、対応できない。

【澤野】 ただ、いろいろやり方はあると思います。例えば、そもそも、息子の名義だが、実質的には父親単独所有と考えられる場合は、やり方はあるのではないかでしょうか。一番良いのは、配偶者がその建物の共有持分を相続で取得して、共有者になれば、配偶者居

住権でなくても、共有者として居住を続けられる場合もあります。

【藤川】 そのあたりの対応は、弁護士等の法律の専門家と相談して、ということでしょうか。

【澤野】 弁護士なら対応できると思いますが、現場で一番扱っている宅建業者の方々に相談がいくケースも少なくないですね。こういうことも、ある程度知っておいた方がよいと思います。

【藤川】 二つ目として、配偶者短期居住権の要件である、配偶者が相続開始時に「居住していた」ことに関してですが、これは、配偶者短期居住権と同様に、生活の本拠としているか個別具体的に考えるということですか。

【澤野】 そうですね。

【藤川】 三つ目として、配偶者居住権の法的性格ですが、一身専属の権利で、かつ、配偶者と居住建物所有者との権利義務関係は、使用貸借契約の借主と貸主との間の法律関係とほぼ同様である、と言われることもありますが、このあたりはいかがでしょうか。

【澤野】 配偶者居住権により、配偶者は、生涯または定められた期間内は、無償で使用と収益がされることになります。配偶者短期居住権と違って、収益まで可能です。その範囲は、居住建物の全部ですので、従前は建物の一部で居住していた場合でも、建物全部についても、使用と収益ができます。ただし、第三者に使用・収益させる場合には、建物所有者の承諾が必要です。

他方、使用貸借類似の法定債権なので、必要経費は配偶者が負担する等の制限があります。必要経費には、通常の修繕費や、土地・建物の固定資産税等が含まれます。

そして、配偶者居住権は一身専属の権利ですので、第三者に譲渡できない。譲渡しようとしても無効になります。

【藤川】その後、配偶者が老人ホームに入るといった場合も考えられますが、譲渡できないこととの関係で、どのような対応になりますか。

【澤野】配偶者居住権を終身で設定したら、たとえ配偶者が老人ホームに入っても消滅しない。ですから、ずっとその家は所有者も使えないという状態が続くわけですね。

老人ホームは費用がかかるわけですから、配偶者居住権をお金に変えたいというニーズも出てきます。一つの方法としては、所有者の承諾を得て、第三者に賃貸するというやり方が考えられます。個人的には、所有者が承諾しない場合に、裁判所が代替の許可を与えるという制度があったらよかったです。ですが、所有者の承諾があれば、第三者に賃貸して、その収入を老人ホームの費用に充てることができます。特に、配偶者が認知症になったこと等により成年後見の指定を受けた場合には、後見人等は、そのようなこともしっかり考えて対応すべきですね。

所有者があまり長い間第三者に貸し出すのはいやだという場合には、別 の方法として、所有者が実質的に配偶者居住権を買い取ることも考えられます。所有者に対する買取請求権も法定されていないけれども、実務的には、話し合いの中で、所有者に相応の金額で買い取ってもらうというやり方は、個人的には、常識的なものであると思っています。

ですから、一身専属権といつても、絶対に賃貸も、譲渡もできない、使わなくなったらそのままの状態が続くだけだ、という話ではありません。

【藤川】そのあたり、建物所有者の理解が結構重要になってきますね。

【澤野】そうです。何となく財産的価値の位置づけが不明確な借家権と違って、しっかり

とした価値があるものだと思います。登記もしてあるわけですから。ですから、所有者の方もそのあたりをよく理解して、話し合いの中で一定の譲歩をしていくことが必要であると思います。

【藤川】建物所有者とっても、配偶者居住権の対価のコストより、賃貸や売却ができるようになった場合のベネフィットが大きくなれば、義務でなくても、実質的に配偶者居住権を買い取ろうという話になってきますよね。

【澤野】第三者へ賃貸することについての裁判所の代替許可制度や、配偶者居住権の買取り請求権はないけれども、所有者がそのままの状態で何も認めないとするのであれば、事案によっては、所有者の権利の濫用となることもありますのでないでしょうか。

配偶者居住権付きの土地・建物を取得したのだから、例えば、第三者に賃貸して収益を上げることくらい、ある程度許容してあげないといけない、それを断るというのは、やっぱり権利の濫用となる余地があるのではないか、との主張が調停の場で主張されることは容易に想像できますし、そのような場合、裁判官としては和解を勧めますね。

【藤川】立法には様々な制約がありますが、立法化された以上、立法化された内容を前提にしつつも、実務としては、問題なく制度が定着していくように対応していく必要があるということですね。

【澤野】そうです。実務の世界は、現実を踏まえ最終的にどうするか、ということが重要です。理屈として整理されたことは正しい、だから、そのままにしておいてよい、という意識は持ってはいけません。

【藤川】本当にそうですね。四つ目として、配偶者居住権の評価の話ですが、法制審が出た手法、鑑定協会が出した手法、国税が出た手法がありますね。

【澤野】 国税も出しましたね。遺産分割協議や調停に当たって、どれを使ってもいいと思いますが、例えば、東京家庭裁判所では指針を出していて、全員の合意があれば、合意で決めた手法でよいが、最終的には鑑定評価になる、となっているようです。

鑑定評価の手法は、要するに、無償で使えるので、有償だった場合に支払う賃料から、配偶者が負担する必要経費等を差し引いて、想定される配偶者居住権の存続期間にわたって、この期間は建物の存続年数を越えられませんが、現在価値化するものです。やはり、やり方としては一番適切であると思われる所以、最終的には鑑定評価になる、というの自然ですね。

【藤川】 評価方法については、実務で結構時間がかかることになりますか。

【澤野】 いえ、ギリギリ争われた場合の話です。実務で一番想定されるのは、配偶者がいろいろな事情で、老人ホームとか、一戸建てからマンションへとか、転居する必要が生じた時に、例えば、仲介業者が配偶者と所有者の間に中に入り、だいたいこのあたりの価格で手を打つ、ということになるのではないかでしょうか。

【藤川】 なるほど。ちなみに、遺産分割協議でなく、遺言で配偶者居住権を設定する場合に、婚姻期間が20年以上の夫婦の間では、居住用不動産の所有権と同様に、配偶者居住権も、基本的に、持戻し免除の推定が働くのですよね。

【澤野】 そうです。婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産の所有権や配偶者居住権が遺贈・贈与された場合には、特別受益に該当するとしても持戻し免除の意思表示があったことが推定されます。すなわち、遺産分割の対象となる相続財産に加えることをしない（特別受益の持戻しをしない）とい

うことです。

### 配偶者居住権等の創設を踏まえた実務上の留意点

【藤川】 以上で、今般創設された配偶者短期居住権、配偶者居住権プロパーの話はおしまいにして、このような制度を踏まえ、不動産の仲介実務において留意すべき点はどのようなことがありますか。

【澤野】 それは、やはり、宅建業者も、弁護士が仕事を受けた場合と同様に、強い責任感を持って調査することにつきると思います。

仲介を依頼された場合には、当然、不動産登記記録の権利関係を調べ、現地に行って現況を調べ、居住者がいるときは、どういうことでそこに住んでいるのか調べる。相続が開始したばかりのときは、相続の話合いの状況をしっかり聞く。相続登記が完了するまでは、売却に向けた具体的な手続きを進めることは難しいですね。

預かり物件として受けるのはいいけれども、遺産分割協議がどのように行われるのかとか、その中で配偶者居住権が設定されるのかどうかとかなど、いろいろ聞いて、遺産分割協議が整って配偶者居住権が設定される場合には、相続登記とほぼ同時に配偶者居住権の登記が行われると思われますので、それらを確認すると明確になりますね。

【藤川】 配偶者短期居住権の方は、どうでしょうか。

【澤野】 配偶者短期居住権の方は、相続開始後6カ月間、又は遺産分割協議の終了のいずれか遅い日までといった短期間の話なので、内容を頭に入れておけば、そんなに大きな問題は生じないでしょうね。

【藤川】 先ほど話に出ましたが、終身の配偶

者居住権を持っている配偶者が、老人ホームに移るので、所有者の承諾を得て、第三者に賃貸に出すという場合には、取扱いは非常に難しいように思いますが、どうでしょうか。配偶者が亡くなったら、原則的には、即、不法占拠になるのですか。

【澤野】 基本的には、そうですね。これまで前例のないものですね。定期借家の場合は、期間が決められているし、高齢者居住法の終身の賃貸借も借主の終身の話ですからね。

【藤川】 実務として、第三者への賃貸制度を使えるようにするためには、トラブルが起きないよう、何らかの法的措置を講じておく必要がありますね。

【澤野】 そうです。例えば、賃貸借契約を設定する場合には、建物所有者の承諾だけではなくて、建物所有者は、配偶者が亡くなったときは、賃貸人の地位を引き継ぐとか、少なくとも、立退きまでの一定の猶予期間を認めるといった契約をしておく必要があるでしょうね。このあたりは、宅建業者の知恵が求められますね。

【藤川】 難しい契約関係の設定ですので、リーガルチェックも必要でしょうね。

あと、第三者への賃貸でなく、建物所有者が実質的に配偶者居住権を買い取って、さらに、土地・建物を第三者に売却する場合の取扱いは、どうでしょうか。

【澤野】 配偶者と土地・建物所有者が合意した場合には、一緒になって、売却して、売却代金を分ければいいだけの話ではないですか。底地権者と借地権者が一緒になって、土地を売却する場合と同じですね。

【藤川】 土地・建物の第三者へ売却して、配偶者がその売却代金の一部を受け取ることを条件に、配偶者居住権を抹消するといったことで、配偶者居住権の抹消と引渡しをほぼ同時に使うのですか。

【澤野】 同時にやるほかないですよね。要は、配偶者居住権付きの土地・建物について配偶者居住権を抹消した上で売却します。買主は、土地・建物の所有者には、600万円支払います、配偶者には、400万円支払います、という契約をすればいいわけです。

### その他、高齢化の急速な進展を踏まえた実務上の留意点

【藤川】 今般、配偶者短期居住権、配偶者居住権が創設された背景としては、我が国の高齢化の急速な進展といったことがあると思うのですが、近年、高齢者が絡む不動産の売買において、意思能力の問題をはじめ様々なトラブルが増加しています。このような状況の中で、不動産の仲介実務において留意すべき点はどのようなことがありますか。

【澤野】 まず、取引する直接の相手方が高齢者で、意思能力に不安があったら、まず法務局に行って身分証明をとって、成年後見の指定があるかどうかを調べることが必要です。相手が、指定はないよと言ったので、調べなかつたというと義務違反になります。後見の指定がない場合でも、やはり、親族や近所の人等からいろいろ聞いて調べないと、後々トラブルになる恐れがあります。

このあたりは、弁護士でも難しい話なのです。縦、横、斜め、いろいろな知識を勉強し、いろいろな情報を入手しないと、後々大変なことが起きかねませんね。

【藤川】 弁護士等の法律の専門家に確認してもらうことが必要なようにも思います。

【澤野】 弁護士等には、調査の手段がいろいろありますので、あり当たりの言葉になってしまいますが、早めに相談されることをお勧めします。

【藤川】 お聞きしたかったことは、だいたい

お話しいただいたので、そろそろ対談の締めをさせていただきますが、近年、相続法改正、債権法改正等、不動産取引に密接に関連する大きな法改正が続いている。宅建業者に求められる知識もどんどん多くなってきていると思いますが、最後に、宅建業者の方々に対する総括的なアドバイスがあれば、お聞かせください。

【澤野】 一言で言えば、不動産の売買や賃貸借に関する様々な法改正については、大変でも十分勉強していただいて、熟知して実務に当たってください、ということですね。この一言に尽きると思います。

【藤川】 当機構としては、配偶者居住権等が今後実務において円滑に運用されていくか注視していくとともに、引き続き、高齢者をめぐる問題についても、調査研究を進めてまいりたいと存じます。

本日は、長時間にわたり、誠にありがとうございました。